

第 6 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

令和5年2月22日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年2月22日(水曜日)

午前9時58分開議  
 午前10時53分休憩  
 午前10時57分開議  
 午前11時12分休憩  
 午前11時17分開議  
 午前11時21分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
- 議案第4号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第6号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)
- 報告第2号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

- 委員長 大平雄一
- 副委員長 池永幸生
- 委員 城下広作
- 委員 池田和貴
- 委員 瀧上陽一
- 委員 岩田智子
- 委員 末松直洋
- 委員 前田敬介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 白石伸一
- 教育理事 石元光弘
- 教育総務局長 城内智昭
- 県立学校教育局長 重岡忠希
- 市町村教育局長 古田亮
- 教育政策課長 竹中千尋
- 学校人事課長 楯本亮太

- 文化課長 宮崎公一
- 施設課長 東敬二
- 高校教育課長 前田浩志
- 特別支援教育課長 宮本信高
- 学校安全・安心推進課長 野崎康司
- 体育保健課長 平江公一
- 義務教育課長 藤岡寛成
- 社会教育課長 三角登志美
- 人権同和教育課長 柳田壽昭

警察本部

- 本部長 山口寛峰
- 警務部長 清水稔和
- 生活安全部長 高光純司
- 刑事部長 開田哲生
- 交通部長 西村博
- 警備部長 小川光一郎
- 首席監察官 松永透
- 参事官兼総務課長 田中弘哉
- 参事官兼警務課長 竹口光二郎
- 参事官
- 兼生活安全企画課長 田尻正浩
- 参事官兼地域課長 田元雅文
- 参事官
- 兼刑事企画課長 井野新輝
- 参事官
- (組織犯罪対策) 前田嘉輝
- 参事官兼交通企画課長 内田義朗
- 参事官(運転免許) 竹内英樹
- 参事官兼警備第一課長 松村英志
- 参事官
- (警備・災害対策) 八木世志一
- 理事官兼会計課長 合瀬勝彦
- 交通規制課長 堤信二

事務局職員出席者

- 議事課主幹 甲斐博
- 政務調査課主幹 村山智彦

午前9時58分開議

○大平雄一委員長 ただいまから、第6回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、教育委員会を前半に、警察本部を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して審議を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 議案の説明に先立ちまして、去る1月10日に、女子生徒の体に触れるなどの行為を行った中学校教諭を免職とし、また、女子生徒にセクシュアルハラスメントを行った高等学校教諭を停職3月とする懲戒処分を行いました。

さらに、昨年12月29日には、中学校教諭が強制わいせつ未遂の疑いで逮捕されるという事案も発生いたしました。事実関係を確認した上で、厳正に対処してまいります。

県民の皆様の信頼を大きく損ねるこのような事案が相次いで発生していることを、非常に重く受け止めております。被害に遭われた

方や全ての関係者、そして県民の皆様に対しまして、深くおわびを申し上げます。

今回の事案を受け、改めて管理監督者に対し、教職員を監督する責任を自覚するとともに、あらゆる機会を通じて教職員一人一人の状況を踏まえた指導を行うことや綱紀の保持及び服務規律について周知したところでございます。

今後も、全ての教職員が常に自らの使命と職責を忘れずに行動するよう、不祥事防止に係る研修等を繰り返し行い、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、本議会に提案しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案でございます。

まず、令和4年度2月補正予算ですが、教育委員会総額で32億9,288万円余の減額補正をお願いしております。

主な内容としましては、国の補正予算を活用した特別支援学校のトイレ改修工事及び県立学校における物品購入等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の増額補正のほか、人件費や各事業における執行見込みの精査等による減額補正をお願いしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○竹中教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、括弧書きで「令和4年度2月補正予算」と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和4年度2月補正予算について、各課から主な事業を説明させていただ

きます。

2ページをお願いします。

1段目の教育委員会費の右側の1、委員報酬の(1)教育委員会委員報酬等ですが、これは、所要見込額の減のため教育委員報酬を減額するものでございます。

次に、2段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校のコンピューターリースやネットワーク機器設置委託の一般競争入札の執行残等による所要見込額の減及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源更正によるものでございます。

次に、3段目の教職員人件費の右側の1、教職員住宅建設事業費の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費ですが、これは、教職員住宅解体に係る工事費の執行残等による所要見込額の減によるものでございます。

次に、2、教職員住宅等管理費の(1)教職員住宅管理費ですが、これは、教職員住宅の維持管理に要する経費について、法定点検の執行残等による所要見込額の減及び教職員住宅並びに宿舍貸付料の収入見込額の増に伴う財源更正によるものでございます。

3ページをお願いします。

1段目の教育センター費の右側の1、研修事業費の(1)研修事業ですが、これは、経験者研修等の研修該当者のうち、産休や育休等により受講者数が見込みより少なかったことや台風接近により中止となった研修があり、所要見込額の減のため、教職員を対象とした研修に要する経費を減額するものでございます。

次に、(2)小中学校の初任者研修ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、集合研修をオンライン研修等に変更したことや台風接近により中止となった研修があったため、新規採用教員に対する研修に要する経費を減額するものでございます。

次に、2段目の恩給及び退職年金費の右側の1、恩給及び退職年金費ですが、これは、年度途中の受給者死亡による所要見込額の減のため、退職した教育職員及びその遺族に対する恩給等に要する経費を減額するものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○嶽本学校人事課長 学校人事課です。

4ページをお願いします。

まず、職員給与費について御説明します。

当初予算では、昨年1月1日時点で在籍している職員の給与を基に算出しておりますが、その後、4月の人事異動等により予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

1段目の事務局費は、事務局職員の給与費として、5ページ1段目の教職員費は、小学校教職員の給与費として、2段目の教職員費は、中学校教職員の給与費として、3段目の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として、6ページ3段目の特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として、それぞれ増額または減額補正を計上しております。

なお、文化課、施設課、体育保健課及び社会教育課につきましても、それぞれの課の職員給与について、同様の理由による補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

引き続き、職員給与費以外について、主なものを御説明します。

4ページ1段目の事務局費の右側の2、退職手当及び2段目の教職員人事費の1、退職手当ですが、事務局職員及び教職員の退職手当について、勸奨退職者の減等による減額でございます。

次に、教職員人事費の3、管理運営費ですが、(1)管理事務費は、学校徴収金システム

導入経費の所要見込額の減、(6)就学支援金交付等事業は、就学支援金対象者が見込みより少なかったことによる所要見込額の減によるものでございます。そのほかは、各種会計年度任用職員の報酬等の所要見込額の減によるものでございます。

なお、4、免許事務費は、教員免許更新制が廃止されたことによる手数料収入減に伴う財源更正でございます。

次に、5ページ1段目の教職員費の右側の3、国庫支出金返納金ですが、これは、国の義務教育国庫負担金の制度により義務教育教職員の給与を確定させ、精算手続に要する経費を計上するものでございます。

次に、4段目の全日制高等学校管理費の右側の1、学校運営費ですが、電気代高騰による増額補正及び生徒数が当初の見込みより少なかったことにより授業料等の収入見込額が減少したことに伴う財源更正でございます。

次に、6ページ3段目の特別支援学校費の右側の2、学校運営費、(1)特別支援学校運営費ですが、電気代高騰に伴う増額補正及び実習生産物売払い等の収入見込額が減少したことに伴う財源更正でございます。

また、3、就学奨励費ですが、特別支援学校における教科書等の購入に係る補助経費について、当初の見込みより増加したことによる増額補正でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

7ページをお願いいたします。

文化費の右側2、文化振興費の(3)高等学校(文化部)部活動指導員配置事業ですが、これは、県立学校の文化部に配置している部活動指導員の勤務日数が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限等により、当初予定より減少したことによる所要額見込みの減によるものでございます。

次に、3、文化財保存管理費の(1)被災文

化財保存復旧支援事業ですが、これは、令和2年7月豪雨で被災した未指定歴史的建造物の復旧支援委託契約の執行残による所要見込額の減によるものでございます。

次に、4、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金ですが、これは、熊本地震で被災した文化財の復旧、復興のための寄附金及び基金の運用利息を積み立てるための増額補正でございます。

8ページをお願いします。

美術館費の右側の2、管理運営費ですが、これは、電気代高騰に伴う増額補正及び観覧料等使用料収入等の増に伴う財源更正でございます。

次に、4の永青文庫推進事業の(1)細川コレクション永青文庫推進事業ですが、これは、熊本大学に依頼している古文書等の調査の所要額の減、観覧料等の使用料収入等の減、増に伴う財源更正でございます。

9ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費の右側1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業ですが、これは、主に熊本地震で被災した未指定歴史的建造物の復旧に当たり、所有者の資金面の都合により事業が実施できなかったことなどによる所要見込額の減によるものでございます。

次に、(2)文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)ですが、これは、人吉城跡の災害復旧において、湧水対策等の追加工事に要する経費を計上するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

10ページをお願いいたします。

1段目の全日制高等学校管理費の右側の1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは、県立高等学校施設設備の法定検査など、維持管理委託の入札残に伴う所要見込額の減によるものでござい

ます。

次に、2段目の学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、県立高等学校施設整備の入札残に伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、3段目の特別支援学校費の右側の1、施設整備費の(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、特別支援学校施設整備の入札残及びトイレ等改修事業が令和3年度の国の経済対策で採択されたことに伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、(3)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、国の補正予算(経済対策)を活用して特別支援学校のトイレ改修工事に要する経費を計上するものでございます。

また、2、国庫支出金返納金の(1)国庫支出金返納金ですが、これは、特別支援学校施設整備補助事業によって取得した財産を処分することに伴い、国庫返納金が生じたものでございます。

11ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費の右側の1、教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業ですが、これは、7月大雨及び台風第14号等災害復旧事業について、被害状況を精査したことに伴う所要見込額の減によるものでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

12ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(1)新設高等学校等教育環境整備事業ですが、これは、高校の再編統合に伴う校舎間移動バス運行等を行う事業で、バスの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

次に、2段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、こ

れは、高校の再編統合に伴う通学支援を行う事業で、通学タクシーの利用生徒数や運行回数が見込みよりも少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

(2)高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)ですが、これは、熊本地震により通学困難となった生徒の支援を行う事業で、通学バス、タクシーの利用生徒数や運行回数が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

13ページをお願いいたします。

4段目の教育振興費の右側の1、定時制通信制修学奨励事業費の(1)定通教育修学奨励事業ですが、これは、定時制及び通信制課程の勤労学生に対する奨励費貸与等を行う事業で、貸与者が見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

2、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、低所得家庭世帯の授業料以外の教育費負担軽減のために給付を行う事業で、対象者が見込みより少なかったことによる所要見込額の減でございます。

次、14ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計について御説明いたします。

育英資金等貸付金の右側の1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)ですが、これは、就学困難な生徒等に育英資金の貸与を行う事業で、対象者が見込みよりも少なかったことによる所要見込額の減でございます。

高校教育課の説明は以上です。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

14ページ下段をお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(2)ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、県立学校に看護師を配置

し医療的ケアを行う事業で、対象児童生徒が見込みより少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2段目の特別支援学校費の右側の1、学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費でございますが、これは、新規あるいは移転された特別支援学校の運営費用で、入札残等による所要見込額の減でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

15ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、児童生徒の健全育成費の(4)スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、スクールソーシャルワーカーの社会保険料について、保険対象者が当初の見込み数よりも少なかったこと等による所要見込額の減でございます。

次に、2段目の保健体育総務費の右側1、学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ振興センター事業ですが、これは、学校管理下で児童生徒の災害が発生したときに見舞金等の給付を行う事業として、この県負担分の掛金が当初見込みの児童生徒数よりも少なかったことによる所要見込額の減でございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

16ページをお願いします。

1段目の保健体育総務費の右側の2、学校保健給食振興費の(3)学校における感染症対策事業ですが、これは、国の補正予算(経済対策)を活用して県立学校における消毒液の購入等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上するものでございます。

次に、2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(3)子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業ですが、これは、国の補正予

算(経済対策)を活用して、中学校運動部活動の地域移行推進に係る指導者養成等に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、社会体育振興費の(2)九州地区国民体育大会ですが、これは、本県選手団の宿泊費の所要見込額の減等によるものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

17ページをお願いいたします。

教育指導費の右側説明欄の2、学校教育指導費の(2)学力向上対策事業ですが、これは、熊本県学力・学習状況調査に係る事業費の執行残による所要見込額の減でございます。

次に、一番下でございます(9)海外留学促進事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、米国の州立モンタナ大学への高校生の短期派遣事業をオンラインで実施したことなどによる海外渡航経費の所要見込額の減でございます。

18ページをお願いいたします。

右側の(10)ALT活用促進事業ですが、これは、ALTの中途退職等に伴う人件費等を減額し、併せて入国の際のPCR検査費等の経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源更正を行うものでございます。

次に、(11)教育支援体制整備事業(公立幼稚園)ですが、これは、幼稚園業務効率化のためのICT化支援等の経費につきまして、市町村からの申請が少なかったことによる所要見込額の減でございます。

義務教育課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

19ページをお願いいたします。

1段目の社会教育総務費の右側の2、社会教育諸費の(3)地域学校協働活動推進事業で

すが、これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業縮小に伴う市町村の補助に要する経費の所要見込額の減でございます。

次に、2段目の図書館費の右側の2、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、燃料価格高騰に伴い、光熱費の所要見込額を増額し、併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充実に伴う財源更正を行うものでございます。

次に、3、事業費の(1)新しい生活様式に対応した区市等連携事業ですが、これは、県立図書館の蔵書を市町村の図書館で貸し出し、返却できるサービスのための図書配送に要する経費の所要見込額の減と、併せて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充実に伴う財源更正を行うものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

20ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

教育費の教育総務費ですが、これは、小学校等における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を防止するための抗原検査に要する経費で、感染拡大が落ち着くまでの間、令和5年度においても継続して事業を実施する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、下段の高等学校費ですが、これは、特別支援学校における給食の食材調達費の補助に要する経費で、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。

物価高騰が収まらない中、令和5年度においても、引き続き、保護者の負担を増加させることなく、質や量を維持する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課です。

21ページ上段をお願いします。

災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、文化財災害復旧事業について、施工業者による人員の確保に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったため、設定済みの繰越明許費を増額する必要があるためでございます。

文化課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

21ページ下段をお願いします。

教育費の特別支援学校費ですが、これは、先ほど増額補正をお願いしました特別支援学校施設整備事業について、国の補正予算（経済対策）によるもので、交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであり、設定済みの繰越明許費を増額する必要が生じたためでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

22ページ上段をお願いします。

教育費の高等学校費ですが、これは、定通教育修学奨励事業の県立高校定時制における給食について、令和5年度においても、引き続き、勤労学生の負担を増加させることなく、質や量を維持する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

22ページ下段をお願いします。

教育費の教育総務費の右側、県立特別支援学校寄宿舎における舎費支援事業ですが、これは、県立特別支援学校寄宿舎における舎食費について、令和5年度においても、引き続



き、保護者の負担を増加させることなく、質や量を維持する必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

23ページをお願いします。

1段目及び2段目の教育費の保健体育費ですが、これは、先ほど2月補正予算で説明しましたが、どちらも国の補正予算(経済対策)によるものであり、交付決定までに日数を要し、年度内の執行が困難であるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、3段目の保健体育費ですが、これは、運動公園管理運営費について、12月補正予算で計上したものでございますが、県営八代運動公園陸上競技場スタンド屋根撤去工事において、施設利用者との間で工事施工期間の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであり、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

24ページをお願いいたします。

1段目、教育費の教育総務費でございますが、これは、夜間中学整備事業について、校舎整備に係る設計、工事を一括して発注し、翌年度完成後に支払うこととしたため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2段目の教育総務費ですが、これは、12月補正予算で計上した送迎用バス安全装置改修支援事業(市町村立小・中学校等分)について、国の補正予算(経済対策)に係る交付決定までに日数を要したことにより年度内の執行が困難となったため、繰越明許費を設定するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○竹中教育政策課長 教育政策課です。

25ページ上段をお願いします。

債務負担行為の追加でございます。

1段目の教職員住宅用地賃借ですが、これは、教職員住宅に係る土地賃借料で、引き続き4月1日から賃借するため、債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の文化庁派遣職員宿舍賃借ですが、これは、文化庁派遣職員宿舍に係る宿舍賃借料で、4月1日から賃借するため、令和6年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

教育政策課の説明は以上です。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

25ページ下段をお願いします。

校長宿舍等賃借ですが、これは、県立学校校長宿舍等の賃借を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

26ページ上段をお願いします。

1段目の県立学校用地等賃借ですが、これは、矢部高校プール用地ほか2校における賃借料で、当該契約を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

26ページ中段をお願いします。

校長宿舍等賃借ですが、これは、かもと稲田支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校校長宿舍等の賃借について、4月1日から実施する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

26ページ下段をお願いします。

1段目の電話相談室賃借ですが、これは、家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室の賃借を4月1日から実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2段目の県立図書館改修事業ですが、これは、こども図書館設置に伴う既存図書館の改修工事に4月から着手するためには、年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

27ページをお願いします。

特別会計の債務負担行為の設定について説明します。

上段の事務機器等賃借ですが、これは、熊本農業高校、鹿本農業高校の実習で得たデータを収集することを目的としたクラウドサービスを4月1日から使用するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、下段、1段目の育英資金返還金収納事務委託業務ですが、これは育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託を4月1日から実施するため、2段目の情報処理関連業務ですが、これは、育英資金管理システム保守業務に係る委託を4月1日に実施するため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○大平雄一委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

なお、本日は、先議の委員会でありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 すみません、各課の個別の部分ではございません。最初の教育長の説明の部分で、1つ確認をさせていただきます。

昨年12月29日に中学校の教諭が強制わいせつ未遂で逮捕されたと、そして早速また年明けの1月10日に女子生徒の体に触れるような行為で中学校の先生が免職になったということで、ちょうど間もそんな空いてないんですけども、例えば去年の暮れにそういうことがあって、教員の問題がそういうふうになら、まあ、マスコミではこう報道になって、現場のほうとしては大変緊張すると思うんですね。そういうことはあってはならない。というのが、結果的にまた違う場所で違う方が同じようなことを連鎖的になるというのは、私たちも一部の人だというふうに常にそう思っているんですけども、どうしてもこういうのがつながる、この時期に、また身近にあるとなれば、本当に何でこうなるのかなという、単純にやっぱり心配すると。

私が心配するのは、例えばそうやって被害に遭う子とか、特に体に触れられた子なんかは、その後学校に行くような状態になっているのか、それをきっかけとして学校に行かなくなるのかという、その後の部分もどうなのかなというのがちょっと気になって、ちょっとそれはもうそのたびに教育長を中心とか、皆さんを中心でいろいろと注意喚起はされているというのはよく分かります。だけど、なかなかなくなるという現実もあって、それはちょっとその後の子供のほうはど

うなるとかという、それはちょっと分からないものだから、こういうケースでは、そのまま全然、先生の問題が片づいたら、子供は全然問題なく通常どおり学校に行けるような状態になるのか、そのことをきっかけに行けなくなっているのかとか、そういう傾向も含めて、ちょっと教えていただけませんか。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

今お尋ねのありました幾つかの不祥事について、被害に遭われた児童生徒のその後の状況ということですが、こういう事案が発覚直後は、学校の中でしっかりときっちり、この児童生徒がまた学校の中でしっかりと授業等を受けられるように、フォロー体制をしております。

いずれの事案についても、この事案発覚後は、学校等にもちゃんと登校等されており、特にその後問題があったということは、今のところは聞いておりません。その辺りはしっかりと学校の中でフォロー、支援をさせていただいているというふうに認識をいたしております。

以上です。

○城下広作委員 せっかく努力して教員になられて、もう本当ある意味では本人もやる気だったと思うんですよ。そして、しっかり我々も期待して、いい子供さんたちを育ててもらいたいと、教育者に対しては、そういう敬意も持っております。

ただ、こういうことをやれば、その人も、もう本当大きな計り知れぬようなある意味ではリスクを背負うと、その後の人生に。また、被害に遭う子供たちは、それからまた大きな転換としてマイナスになるということで、誰も得することはないから、それはもう当然分かっているんでしょうけどね。

ぜひ、こういうことが本当にもう、極端に

言えばゼロに近づくような形で、常にずっとやっぱり緊張しとかなないとなかなかこれは難しいのかなと思うんですけども、この委員会にいて、毎回、年に4回ぐらいの中でそういう報告は時々あってくると、非常に残念に思うということで、ぜひ今後の取組を、こういうような人がなかなか出ないような形で頑張ってもらいたくしかないとしますので、全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 学校人事課のほうから最初に話があった教員給与ですね。随分減額になっていて、1月1日時点でのその予算で、4月の異動等を合わせて、現状に合わせて今日報告がされていると思いますけれども、定数がやっぱり最初から満たない状況がありましたが、この現状というのはどういうふうになっているか、ちょっと説明をいただけませんかでしょうか。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

今委員のほうから御指摘のありました、まさに教員不足といえますか、予定している数が配置できていないという現状についてですが、教育委員会としても、この不足を何とか埋めるべく、いろんな対策を講じて教員の配置に努めているところではございますけれども、まだ今のところ完全にその、いわゆる不足分が完全に埋められているという状況にはまだ至っていないというふうに認識しております。

ただ、正確にそれがじゃあ何人不足しているかということについては、まだその辺、例えば市町村の学校とかの調査とかできておりませんので、正確な数については今の段階ではちょっと申し上げることができません。今

分かっているのは、5月1日現在で公表いたしました数、トータルで97人という数が出ておりますけれども、その数しか今の時点では把握しておりませんが、やはり現場の声を聞いていると、なかなかまだちょっと足りてないというような意見も聞きますので、それに対しましては、しっかりとこちらのほうとしてもその穴を埋めるべく、配置に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○岩田智子委員 よろしくお願ひしたいんですけども、やはりいろんな声を聞いて、現場の声を聞くと、流動的なんですよ。やっぱり育休、産休に入られる先生方、それから精神疾患でちょっと休んだほうがいいとか、あと最初の不祥事とかでやっぱり学校に來れない先生方が増えているというところもあって、子供たちのフォローの話もありましたけれども、やっぱり教員あっての子供たちのフォローだと思うので、本当に大変だと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○末松直洋委員 関連で。

○大平雄一委員長 はい。末松委員。

○末松直洋委員 特に、小学校の教員の成り手が少ないということは私たちが聞いているんですけども、これは全国的な問題なのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

今委員から御指摘のありましたこの教員不足についてですけども、これは、実は本県だけではなくて、全国的に問題になっている

というふうに聞いておまして、そういう意味では、国のほうでも、これは教員不足対策、しっかりしないといけないということで、いろんな対策を今後講じていくということをお聞かしております。

ただ、本県におきましても、小学校、その他の講師も含めてですけども、やはり全国の平均と比べると、その不足率がちょっとやや高いというような状況でございます。

これも、先ほど申し上げたように、何とかその穴を埋めるべく今努力をしているところですけども、予定している配置数に近づけるように、何とか今後もその配置に向けた対策を講じていきたいと思っております。

○末松直洋委員 中学校、高校の教師は、極端に不足しているという話はなかなかあんまり聞かないんですけども、特に小学校の教師に成り手が少ないということは、様々な理由があると思ひますが、そこら辺、できれば教育長、そういった、何が最大の原因なのか、よかったらお聞かせください。

○白石教育長 要因は、幾つかというか、重複している部分もあると思ひますんですけども、やっぱり一般的に今言われていますのは、まず1つは、大量退職がピークを迎えている、この数年ですね。で、退職者が多いということ。それから、教育学部に学んだ生徒たちが、教職じゃないほうを選ぶといひますか、大体熊大で今教育学部の定員の6割ぐらいしか受験しないとかいうデータもございまして、それと、その背景には、マスコミ等と言われます教職現場のブラック化といひますか、非常に多忙で厳しい、まあ、時間外も多いとか、そういう部分もありますので、そういったものを含めて、じゃあどうしていくかということでの働き方改革を同時にやっていくというような今考え方でおりますので、先生の業務の魅力の発信といひますか、そうい

ったことをしながら受けていただく学生たちにもしっかり魅力を伝えて、せっかく教育学部に入ったのに先生を受けないという形にならないようお願いとか、そういったのもやりながら教職員不足というものに対応しているというふうに考えているところでございます。

以上です。

○末松直洋委員 三つ子の魂百までじゃないですけれども、一番重要な時期を迎える小学校時代、それが一番大事だと思いますので、ぜひともその魅力発信に力を入れてほしいと思います。要望です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 学校人事課のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。もしかしたら、高校教育課もちょっと関連しているかもしれないので。

まず、4ページの教職員人事費の(6)番なんですけれども、就学支援金交付等事業、所要見込みの減で1億8,700万の減がありますが、これは、もともとどういう事業で、あと何人ぐらいを想定していて、最終的に何人分が不要になってこの金額になったかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

この就学支援金交付等事業でございますけれども、これは、高校生の家庭に対して、いわゆる授業料の負担軽減、いわゆる経済的な負担を軽減するという目的でこの就学支援金という形で交付を行うという事業を行っております。

これの当初の見込みでございますけれども、令和4年度の当初見込みでは、人数にい

たしますと、2万5,117人ということで見込んでおりました。この人数については、前年の人数に、例えば受給者の率とかあとは進学率とか、そういったちょっと計数を乗じまして出した数値なんですけれども、実際には今年度の実績の見込みが2万3,593人ということで、結果といたしまして、1,524人ほど当初の見込みより少なくなったということでございます。

このあたりは、どうしてもちょっと見込みで多少ずれが出てしまうというところがありますので、毎年度、ちょっとこの補正の段階で調整をさせていただいているということでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

人数を聞いて、これは妥当だと思い、当然これぐらいの差が出てもしようがないかなというのはありました。

ただ、1点ちょっと確認したいんですけれども、この就学支援金では、これは所得制限は設けられているんですけど。

○鉾本学校人事課長 学校人事課でございます。

これにつきましては、一定の所得の制限は実際でございます。これは、対象になるのが——これはもう本当目安なんですけれども、この年収の目安でいくと、約910万円未満という線が一応、これは目安でございますけれども、そういうところで引かれております。ですので、実際に生徒の全体の何割がこれを利用していかるといいますと、これは昨年度の実績ですけれども、昨年度の段階では84.1%ということで、大多数の方はこの支援金を受けられているというような現状でございます。

○池田和貴委員 分かりました。はい、ありがとうございます。

続けていいですか、委員長。

○大平雄一委員長 はい。

○池田和貴委員 じゃあ、すみません。高校教育課、13ページの221番、教育振興費の高等学校等進学奨励費、これが2億1,300万減額になっているんですけども、すみません、この事業の概要と、先ほど言った、もともとの対象が何人ぐらいで、今回どういうふうになったのかというのをちょっと教えてくださいいただけますか。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

奨学のための給付金事業、この(1)のほうということでよろしいでしょうか。

○池田和貴委員 (1)、そうです。2の(1)ですね。

○前田高校教育課長 奨学のための給付金事業なんですけど、これは、いわゆるその所得制限、所得が低所得層の御家庭に対して、いわゆる授業料以外の教育費がかかるものですから、授業料のほうは学校人事課のほうでやっておるんですけど、それ以外の部分を給付するための事業ということで給付をしております。

それから、すみません……

○池田和貴委員 大体対象は何人ぐらい見込んでいて、現実に何人ぐらいに給付をする予定なんですか。

○前田高校教育課長 ちょっと確認させていただいてもよろしいですか。

○池田和貴委員 はい。

○前田高校教育課長 すみません。ちょっと確認して、後ほどお答えさせていただきます。

○池田和貴委員 はい。

じゃあ、続けて。

○大平雄一委員長 はい。池田委員。

○池田和貴委員 じゃあ、すみません。もう1点ちょっとあるんですけども、これは20ページ、学校人事課。

すみません、先ほどと重なりますが、14番に抗原検査を行う費用があるということで1億4,960万6,000円、これは繰越明許ということになっているんですよ。ただ、一応今のところ5月11日で——実際、正式に決まっていないんですけども、感染症法上の2類から感染症法上の5類に一応移行するということになっているんですが、いわゆる抗原検査は、その2類から5類に変えた後、これは関連性はあるんですかね。もう5類になったら、普通の季節性インフルエンザと一緒にになるので、これは継続するのかどうか、その辺の費用は、これはどういうふうを考えているのか、ちょっとそこを教えてください。

○鉦本学校人事課長 学校人事課でございます。

この学校施設におけるクラスター発生事業ということで、抗原検査に要する経費、これは、繰越明許費、今回設定させていただきました。

これにつきましては、まだこの新型コロナ、確かに今波は下がりつつあるという状況にはございますけれども、それがまた今後ちょっとどういう波が来るか、感染がどのような状況になるかというのが、非常にまだちょっと今の段階では読めないというところが現

実でございます。

ただ、一方では、今委員から御指摘ありましたように、この感染症法上の位置づけ、これが5月8日に5類に変更されるということ聞いておりますので、その5類になったときの、確かにじゃあその検査をどうするかとか、その辺りの話については、まだちょっと国のほうからも——この予算自体も、国の一部負担金を活用する予定にしておりますので、そういったところ、国のちょっと動きも見ながら、また改めて対応させていただきたいと思っております。

今のところは、まだちょっと不透明な状況ということで、まず繰越しという形でさせていただいているということでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。今不透明なところが多いので、今後のことも考えて繰越明許したということですね。分かりました。はい。必要だと思います。

で、分かったのかな。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

すみません。先ほどの件なんですけど、おおむね5,000人ぐらいを、少し多めに——待ち受けなものですから、多めに見積もって予算を取るんですけども、実際のいわゆる申込みの方というか、対象になられた方の人数が、今年度が3,657人、前年比でいきますと237人減という形になっております。

大体世帯によって、条件によっていろいろ、お一人目とかお二人目以降とかありますが、大体各世帯に年額で10数万ずつ、11万4,000円ですかね、公立学校で11万4,100円をお一人目のお子さんに対してはお渡しするという形になっておりますので、そういう形で少し減が出ているということでございます。

○池田和貴委員 分かりました。

こういう給付金事業は、やはり割と多く、

があつと増えても大丈夫のように予算化するというのは、これは理解はします。もし足らなくなったときには、またいろんな予算上の問題は出てくるでしょうから、この就学支援金なんかそういうことにならないようにというようなことはよく分かります。

ただ、委員会の説明の仕方なんですけれども、これですね、もともと当初の予算が9億で、それでやっぱり2億減っているということは、やっぱりもう少し丁寧に説明する必要があるんじゃないかと思うんですよね。多分、今日のような説明だと、また同じことを説明しなきゃいけないかもしれませんよ。だから、実際の当初予算からの減額幅が大きいもの、それはもう少しやっぱり委員会の中できちんと丁寧に説明することを、これは教育長にお願いしたいと思います。

これは、高校教育課だけじゃなくて、ほかの皆さん方ももう少し丁寧に説明してください。インターネットで中継されているということは、我々だけじゃなくて、多くの県民もこれは聞くことができるんですよ。そういった意味では、本当丁寧な説明が私必要だと思いますよ。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩をいたします。

再開は午前11時からといたします。

午前10時53分休憩

午前10時57分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、付託議案等について、執行部の説明

を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口本部長。

○山口本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいております。この場をお借りし、心から御礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、議案関係でございます。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第11号)については、国土強靱化に向けた交通安全施設整備に係る国庫補助事業の追加要求を行うとともに、既存事業の見直しや今後の執行見込みを踏まえた歳出予算の精査により、4億8,915万6,000円の増額補正をお願いしております。

次に、報告関係でございます。

報告第2号、専決処分の報告については、専決処分をさせていただきました3件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○合瀬会計課長 警察本部会計課です。

予算関係議案につきまして、お手元の警察

本部の説明資料、補正予算関係で御説明いたします。

1ページをお願いします。

議案第1号、熊本県一般会計補正予算(第11号)についてでございます。

2月補正予算は、国土強靱化に向けた交通安全施設整備費のほか、昨今の燃料費高騰に伴う庁舎等光熱水費や車両燃料費の不足に対応する歳出予算を計上するとともに、既存事業の見直しや今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

まず、上段の公安委員会費で76万3,000円の増額をお願いしておりますが、これは公安委員報酬の支給見込みによるものでございます。

次に、中段の警察本部費でございます。6億3,481万2,000円の増額をお願いしております。説明欄を御覧ください。

1の職員給与費8億9,123万6,000円の増額は、主に警察職員に対する職員給与費の増で、今年度中に採用した職員の給料と諸手当の過不足調整に伴う増額等をお願いするものでございます。

2の退職手当1億3,988万5,000円の減額は、退職者への支給見込額の減によるものでございます。

3の警察一般管理費1億1,653万9,000円の減額は、アジア・太平洋水サミットが一部オンラインでの開催に変更されたことに伴う減などでございます。

次に、下段の装備費で439万円の減額をお願いしておりますが、これは、車両燃料費を増額する一方、ヘリコプターの飛行訓練経費が減となったものでございます。

2ページをお願いします。

次に、上段の警察施設費で846万2,000円の減額をお願いしております。

上天草警察署整備事業における備品類の調達予算に対し、工事の進捗に合わせて予算の一部を令和5年度に組み替えるほか、国庫補



助金や県債の充当などの財源更正を行うものでございます。

次に、中段の運転免許費361万円の増額は、高齢者講習委託料の増によるものでございます。

次に、下段の警察活動費で1億3,717万7,000円の減額をお願いしております。説明欄を御覧ください。

1の一般警察運営費182万2,000円の減額は、被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費の減でございます。

2の生活安全警察運営費15万6,000円の増額は、風俗営業等に係る許可等事務費の増でございます。

3の交通警察運営費1億4,634万3,000円の減額は、取締り資機材の事業年度組替えや自動車保管場所調査業務委託費等の交通関係許可等事務費の減などでございます。

4の交通安全施設費1,083万2,000円の増額は、国土強靱化に向けた交通安全施設整備に係る国庫補助事業の増額などをお願いするものでございます。

以上、警察費の補正額は4億8,915万6,000円の増額となりまして、補正後の警察費は411億4,362万8,000円となります。

続きまして、3ページをお願いします。

上段の繰越免許費補正でございます。

まず、追加として、警察活動費で1,153万1,000円の増額をお願いしております。

これは、歳出予算の補正で御説明しました国土強靱化に向けた交通安全施設整備に係る国庫補助事業費など、年度内に事業が完了しない可能性があるものについて、予算の繰越しをお願いするものでございます。

次に、変更として、警察管理費で2,440万6,000円の増額変更をお願いしており、補正後は、5億2,052万2,000円となります。

これは、ヘリコプターの夜間暗視訓練に必要な海外製資機材の使用申請手続について、許可に時間を要するものなど、年度内に事業

が完了しない可能性があるものについて、予算の繰越しをお願いするものでございます。

下段の債務負担行為補正でございます。

まず、追加として、交番、駐在所の土地及び建物の賃借契約に要する経費2,446万2,000円をお願いしております。

次に、変更として、警察関係業務で被災地防犯アドバイザー業務委託など6,492万1,000円の増額変更をお願いしており、補正後は、8億2,097万6,000円となります。

これらは、令和5年4月1日から業務を開始する必要があり、今年度内に契約を行うもののうち、随意契約による業務につきまして、今議会での設定をお願いするものでございます。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○松永首席監察官 監察課でございます。

報告第2号の専決処分について御報告をさせていただきます。

説明資料の5ページを御覧ください。

令和4年7月から10月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による3件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので、御報告いたします。

事故の概要につきましては、資料6ページのとおりであり、交差点進入時の自転車への衝突や後退時の駐車車両への衝突など、いずれも県側の過失が大きい交通事故で、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

なお、相手方への賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

3件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願

いたします。

以上でございます。

○大平雄一委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 2ページの警察活動費の4番の交通安全施設費の信号機のLED化なんですけど、これは、大体全体的にどのくらい変更が可能に県下でなっているのか。まあ、大分本当すばらしく、明るく見やすくなって、昔のは、大型で台風のとときよく、何と申しますかね、回転して向きも変わったりとか、いろいろ遜色があったと思うけれども、今大分軽量化になって、意外とそういうのが影響も少なくなっているんじゃないかなということ、いいことだなと思うんです。この普及率というか、その交換率といいますか、それはどうなのか。もし分かるのであれば。

○堤交通規制課長 交通規制課です。

令和4年3月現在、県下2,836か所の信号機を設置しておりますけれども、そのうち1,843か所、LED化を進めております。率にしましては、大体65%となっております。

○城下広作委員 100%に近づくように、予算を勝ち取って、頑張ってください。

以上です。

○大平雄一委員長 質疑はありませんか。

○岩田智子委員 ちょっと素朴な疑問なんですけれども、事故が毎回この委員会でいろいろありますよね。それぞれの賠償については任意保険で賄っているという話で、保険の場合は、私たち保険掛けたら、事故を起こした次の年、上がるじゃないですか、保険料が。そうなんですかね。ちょっと素朴な疑問。

○松永首席監察官 県警の任意保険につきましては、毎年、保険会社のほうとその前年度の交通事故の発生状況を勘案して保険料が算定されてございます。ですから、事故が多くなれば多くなるように、当然、委員から御指摘のとおり、翌年の契約する保険料というのも上がってくることになります。

以上でございます。

○岩田智子委員 やっぱ一家庭でその保険を考えると、やっぱり事故起こさないようにというふうに考えますので、その辺やっぱり注意していただきたいなと思いました。分かりました。

○大平雄一委員長 質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません。1ページ、3番の警察一般管理費のうちの庁舎管理運営費ですね。やはり水道光熱費、高騰しているということで、かなり報道もされていますし、5,233万8,000円の増額補正ということであり

これは、いわゆる警察本部だけなんですか。各警察署とか、ほかに県警さんが管理している建物もあると思うんですが、そこも含

んだ金額なんですかね。ちょっとそこを教えてくださいいただきたいと思います。

○合瀬会計課長 警察本部会計課です。

ただいま池田先生から光熱費の関係で御質問ございましたが、これは、本部庁舎と、あと出先機関、警察署、運転免許センターと、あと執行隊、全て含んだ額の光熱費が上がっているということでございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

警察本部だけでこの金額だったら、相当やっぱりほかにも影響あるのかなとちょっと思っていたんですけども、全ての管理施設も含めての金額であれば、大体予算はどれくらいを考えていて——もともとの予算どれくらいで、今回どれくらい増えたというふうに思っていればいいですか。

○合瀬会計課長 申し訳ございません。今手持ちの資料がございませんので、後ほど御報告に上がりたいと思います。

○池田和貴委員 はい、分かりました。じゃあ、後ほど報告をしてください。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時17分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託さ

れました議案第1号、第4号及び第6号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

なお、本日は、出席職員を限定しているので、この場で回答できない場合については、後日回答させていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

委員の皆様から何かありませんか。

○池田和貴委員 はい。1点。

○大平雄一委員長 池田委員。

○池田和貴委員 すみません。次の後議の委員会もございますので、少し要望を言わせていただきたいというふうに思います。

今日、先ほど教育委員会のほうの審議の中で、かなり補正予算の金額の増減が非常に大きい項目については、もう少し丁寧に説明をしていくようお願いをいたしました。

委員会の説明というのは、今インターネット中継もありますし、いわゆる行政の皆さん方も我々も、県民の皆さん方がひとしく知ることができるようになったわけです。そういった意味では、この委員会審議の中で説明をもう少しやはり丁寧にさせていただくところも考えながら説明をやっていただきたいという

ふうに思っております。伝えたいようなところがあれば、積極的に説明をしっかりとやっていただくということをぜひお願いをしたいというふうに思います。これは要望でございます。

○合瀬会計課長 警察本部会計課でございます。

先ほど池田委員から、庁舎等の光熱水費等について御質問ございました。

令和4年度の現計ですと、2億8,846万8,000円、これが決算では3億4,080万6,000円の見込みとなるということでございます。

引き続き、節電に努めてまいりよう、各所属を指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○池田和貴委員 はい。ありがとうございます。

今御報告いただいたように、約20%ぐらいやっぱり水道光熱費、当初の予算見込みから上がっているということで、どうしてもこれは使わざるを得ないものなので、こういうふうに経費が高くなってしまふ。だから、県民の皆さん方の生活も、やっぱり同じように大変なんだろうなということが改めて分かりました。

ただ、今政府のほうもやっていますけれども、いろんな節電とか、いわゆる対策というのがございますので、その辺も知恵を絞りながらやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○大平雄一委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第6回教育警察常任委員会を閉会します。

午前11時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長